

カラープリンタ賃貸借及び保守業務(道路建設課・公園建設課)の仕様及び条件

1 契約期間及び納品期限

(1) 契約期間	令和8年10月1日から令和13年9月30日まで(60カ月)
(2) 納品期限	令和8年9月30日
	※当該期限までに納品し、令和8年10月1日から正常に稼働できるようにすること。
	※搬入日、搬入方法等については、道路建設課及び公園建設課の担当職員と調整すること。

2 履行場所

(1)	那覇市都市みらい部道路建設課内 (那覇市泉崎1丁目1-1 那覇市役所本庁舎7階)
(2)	那覇市都市みらい部公園建設課内 (那覇市泉崎1丁目1-1 那覇市役所本庁舎9階)

3 物件の内容等

(1)	カラープリンタ(以下「機器」という。)2台
(2)	那覇市及び落札業者によるリース契約とする。
(3)	機器の保守及び消耗品供給(5年間オンサイト、定期交換部品、プリンタヘッド交換等)

4 機器の仕様等

(1)	別表「機器の仕様」と同等以上の性能を有すること。
(2)	中古品でないこと。
(3)	「那覇市グリーン購入方針」に基づき次の基準を満たす物であること。
①	グリーン購入法に適合していること。または、環境ラベルを取得していること。
②	待機電力、消費電力が少ないこと(エコマーク、国際エネルギースタープログラム(ver.2又はver.3等。))
③	紙の使用量を削減する機能が付いていること。(両面・複数ページ印刷機能等)。
④	古紙パルプ配合の再生紙に対応可能であること。

5 機器の搬入及び撤去

(1)	契約の締結により機器を納品する際は、受注者の負担で搬入作業を行うこと。
(2)	契約期間の満了又は解除により契約が終了したときは、受注者の負担で機器の撤去作業を行うこと。

6 納品した機器に係る設定等

(1)	機器の納品にあたっては、機器の操作方法についての講習等を行うこと。
(2)	本市の指定するIPアドレス等の設定を行い、本市の指示に従ってネットワークに接続すること。
(3)	道路建設課・公園建設課内のパソコン1台にプリンタのドライバをインストール、設定を行い、印字テストを実施すること。
(4)	機器に課名、リース期間、リース受託者名、保守連絡先を明記したラベルを貼付すること。
(5)	動産保険に加入すること。

7 保守業務の内容

(1)	機器に障害、故障等が発生した場合は、通報等によりただちに復旧にあたること。
(2)	保守業務について再委託を行うときは、保守体制を明らかにする書面等を提出し、本市の承認を受けること。

8 特記事項

「カラープリンタ賃貸借及び保守業務(道路建設課・公園建設課)」は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条の規定による長期継続契約であり、各年度の経費の予算の範囲内で契約を締結又は継続することになるので、次年度以降は予算の減額等により契約金額が減額又は解除される場合がある。	
--	--

9 その他

「カラープリンタ賃貸借及び保守業務(道路建設課・公園建設課)」の条件及び仕様」に明記されていない事項であっても、契約履行上必要なものについては、道路建設課及び公園建設課担当職員の指示を仰ぐこと。	
---	--

別表 機器の仕様

(1) 寸法(オプションを含む。)	556mm×585mm×403mm程度(幅員×奥行×高さ)
(2) 印刷速度	モノクロ カラーとも A4ヨコ35枚／分以上
(3) 用紙サイズ	はがき～A3
(4) 解像度	600×600dpi以上
(5) 給紙トレイ	2トレイ(1トレイ495枚以上)以上、手差しトレイ(100枚以上)
(6) 両面印刷	自動両面印刷機能付
(7) ネットワーク機能 (プリンタ機能)	TCP／IPに対応 パソコンからネットワークを介して印刷が可能
(8) インターフェイス	1000BASE-T／100BASE-TX
(9) 対応OS	Windows11以上

(※参考機種:キャノン LBP861C)